

不利益処分に関する処分基準 個票

消防本部 予防課

不利益処分の内容	特殊消防用設備等の設置維持命令	
根拠法令等及び条項	消防法第17条の4第2項	
処分基準	根拠条項	消防法第17条の4第2項
	参考事項	
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>消防法 第17条の4</p> <p>2 消防長又は消防署長は、第17条第1項の防火対象物における同条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従って設置され、又は維持されていないと認めるときは、当該防火対象物の関係者で権原を有するものに対し、当該設備等設置維持計画に従ってこれを設置すべきこと、又はその維持のため必要な措置をなすべきことを命ずることができる。</p>	